

北 監 第 6 号
令和 7 年 3 月 19 日

北方町長 様
北方町議会議長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を、別紙のとおり実施
しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

- ・ 令和 5 年度及び令和 6 年度に都市環境課管轄の工事等について
(道路舗装、道路改良、河川整備、公園整備、リサイクルセンター事業 等)

実施日時

令和 7 年 5 月 26 日 (月) 9 時 3 0 分

実施場所

北方町役場委員会室、各現場等

基本方針・着眼点

- ・ 令和 5 年度及び令和 6 年度に都市環境課が行った契約額 5 0 0 万円以上の工事等について、契約手続き、完了検査、支払い事務は適正に行われているか。また、工事に至った要因と成果の検証 等。
- ・ その他関連事務全般について。

提出資料 (①は各 3 部 ※②③は監査時に必要に応じて提出)

- ① 令和 5 年度及び令和 6 年度に都市環境課が行った契約額 5 0 0 万
以上の工事一覧表。
- ② ①の契約関係及び検査等書類一覧。
- ③ その他支出関係書類 等

出席依頼者氏名 担当課長、担当者

北 監 第 2 0 号
令和 7 年 6 月 1 8 日

北方町長 様
北方町議会議長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

定期監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第 1 9 9 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第 1 9 9 条第 4 項による定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項

・ 令和 5 年度及び令和 6 年度に都市環境課管轄の工事等について
(道路舗装、道路改良、河川整備、公園整備、リサイクルセンター事業 等)

実施日

令和 7 年 5 月 2 6 日 (月)

実施場所

北方町役場委員会室、各現場等

監査の結果

対象事項について、関係書類等の提出、担当者から説明を求めて監査した。意見の内容については以下の監査意見書に記述する。

監 査 意 見 書

北方町監査委員 横 山 治

北方町監査委員 石 井 伸 弘

令和7年5月26日に、地方自治法第199条第4項による定期監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意 見

今回対象事項について、関係書類等の提出、担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正であると認められた。

まず、町道4号線舗装補修工事及び町道10号線道路改良工事に關し、アスファルト舗装の耐久年数は、通過する車両の種類や交通量に關係するので一概に何年といえるものではないが、塗装補修が必要な町道について計画的に予算を充てて実施している。

また、人件費や材料費の高騰で費用が嵩むところだが、水道等の埋設工事との連携により工事費を抑えるべく努力をしており評価できる。

今後も舗装補修工事は継続されるが、引き続き費用高騰が見込まれるところ、予算を効率的かつ計画的に執行するよう努めていただきたい。

その点で都市公園等照明器具取替工事に關し、公園毎に必要な照明器具数を確認し、多いと判断された公園から他の公園に移設して利用する等工夫をしながら施工していることにも努力が認められる。

一方で、想定外の部品劣化等により追加工事も発生していることから、定期的な点検などによる適正な維持管理に努めてもらいたい。

委託業務に關し、単価契約書に基づく維持修繕委託契約により、道路や河川の簡易補修や緊急補修等に対応しているとのことだが、前述の工事と同様に単価が上がってきており、予算の範囲内での施工量は限られることから、効率的かつ効果的な執行に努めてもらいたい。

以上